

登米市景観計画(案)

概要版



「登米市景観条例」前文より

私たちが暮らす登米市は、ラムサール条約に登録されている伊豆沼・内沼及び市を北から南に流れる北上川・迫川のつくる水辺空間、宮城県有数の米どころを支える広大な田園風景、歴史・文化に彩られた建造物並びに四季折々の植生等に育まれた良好な景観があり、これらはかけがえのない市民共有の貴重な財産である。

この魅力にあふれた登米市固有の景観を「守り」「活かし」「創り」「育て」るため、市民、事業者及び市の三者の連携のもとに、次世代の地域に伝え残すための様々な取組を実践する必要がある。

これを実現するために策定した「登米市景観計画」について、昨今の社会情勢を踏まえ一部見直しを行いますので、その概要をお知らせします。

景観計画（景観条例）とは

景観法に基づき、自治体と地域住民等との協働により、地域特性を生かした良好な景観形成を具体的に実現していくための計画です。

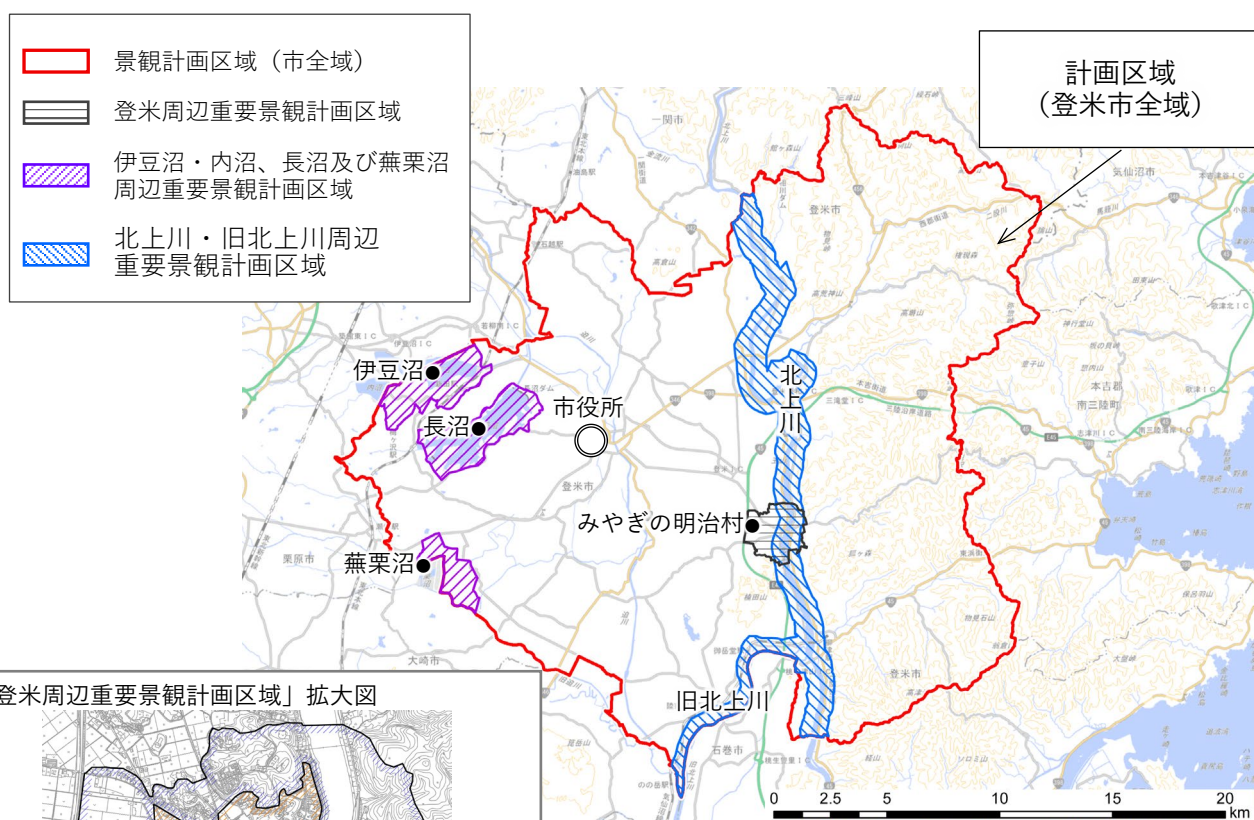
登米市では、平成 22 年度に「登米市景観計画」を策定し、平成 24 年 4 月から「登米市景観条例」を施行しました。なお、昨今の社会情勢を踏まえ、計画および条例の一部見直しに着手しております。

景観に影響を及ぼす一定規模以上の行為は、着手の 30 日前までに届出が必要です。行政は、その行為が定められた基準に合致しているか、確認します。

確認の結果、適合していると判断されれば、その行為に着手することができる、という仕組みです。

（詳しくは 7 ページをご覧ください。）

景観計画区域は登米市全域です



景観の目標

目指すべき景観の目標像

豊かな自然と歴史・文化が暮らしに息づく
稔りの里

景観形成の理念（根本に据える考え方）

再生と創生

景観形成の基本目標

まもり、
いかす

ふるさとの風景の価値を認め、
さらに高めて次代に継承する

よいものに
する

自然と共生して築き上げた文化を尊重し、
調和のある風景・街並みに改善する

つくる

夢や誇りが表れた魅力的な街の表情を創り出す

そだてる

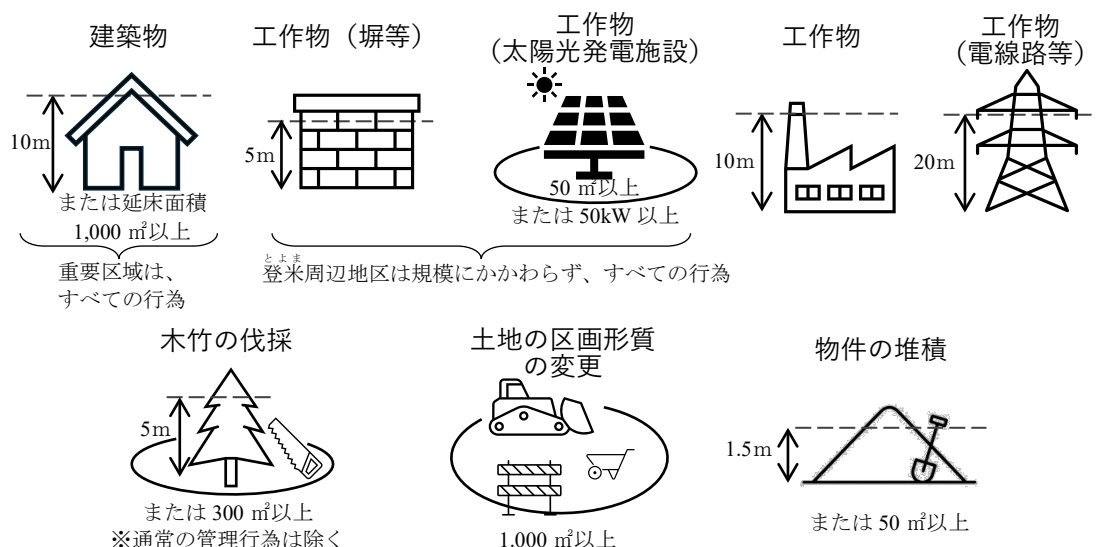
誰もが協力し合って 美しい稔りの里を育てる

届出対象行為（景観に影響を及ぼす一定規模以上の行為）

※以下は概要です。詳しくは、「登米市景観計画」P55～P56 をご確認ください。登米市住宅都市整備課にお問合せください。

	重要景観計画区域以外	重要景観計画区域
建築物	高さ 10m（概ね 4 階）以上、または延床面積が 1,000 ㎡以上のものの ・新築、増改築、移転 ・面積 1/2 以上の修繕もしくは模様替えや色彩の変更等	すべての建築物の ・新築、増改築、移転 ・面積 10 ㎡以上の修繕もしくは模様替えや色彩の変更等
工作物	高さが 10m 以上（電線路等は 20m 以上）で、設置期間 6 ヶ月を超えるものの ・新築、増改築、移転 ・または面積 1/2 以上の模様替えや色彩の変更等 ※風力発電設備を含む	
工作物（擁壁・柵・塀等）	設置期間が 6 カ月以上のもので、高さ 5m 以上のものの ・新築、増改築、移転 ・外観の変更を伴う修繕や色彩の変更等 ※登米（とよま）周辺以外の重要区域も同様	※登米（とよま）重要景観計画区域のみ 設置期間が 6 カ月以上のもの（高さ基準なし）の ・新築、増改築、移転 ・外観の変更を伴う修繕や色彩の変更等
工作物（太陽光発電設備、ただし家庭用の屋根置きものは除く）	・築造面積 50 ㎡以上または敷地全体の発電出力が 5kW 以上のものの新設および更新 ※登米（とよま）周辺以外の重要区域も同様	※登米 重要景観計画区域の「みやぎの明治村ゾーン」のみ ・すべての行為
土地の区画形質の変更	変更に係る面積が 1,000 ㎡以上のもの	
木竹の伐採	以下のいずれかに該当するもの（通常の管理等は除く） ・高さが 5m 以上のもの ・伐採面積が 300 ㎡以上のもの	
屋外における物の堆積	以下のいずれかに該当するもの（概ね 6 ヶ月以上堆積） ・堆積の用に供される土地の面積が 50 ㎡以上のもの ・高さが 1.5m 以上のもの	

※工作物の例 煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント、貯蔵施設、ごみ処理施設、自動車車庫、記念碑、擁壁、柵、塀、電線路、太陽光発電設備 など



景観形成基準（届出対象行為に定めた基準）

※以下は概要です。詳しくは、「登米市景観計画」P57～P74 をご確認ください、登米市住宅都市整備課にお問合せください。

	重要景観計画区域以外	重要：登米（とよま） 周辺	重要：伊豆沼ほか、 北上川・旧北上川
建築物 工作物	・街なみ及び集落、農地などの景観に配慮し、周辺から突出したものの立地はできるだけ避ける ・伝統的な建築物の形態意匠を尊重する ・周辺に配慮した色彩や素材とする ・中心市街地はにぎわいや楽しさを演出しつつも、原色や彩度の高い色彩は避ける ・色彩は別掲の色彩基準に適合するよう努める	・街なみ及び集落、農地などの景観に配慮し、周辺から突出したものの立地はできるだけ避ける ・外壁はできるだけ道路から後退させ、伝統的工法を採用する ・できるだけ2階建てまたは平屋の木造在来工法の住宅とする ・外壁は自然素材の風合いを感じられる材料を積極的に用いる ・囲障には生垣や竹垣、板塀や土塀など自然素材を用いる ・建物周囲にはできるだけ木を植える ・色彩は別掲の色彩基準に適合すること	・主要な眺望点から眺望可能な範囲での行為はできる限り避ける ・原色や彩度の高い色彩は避ける ・色彩は別掲の色彩基準に適合すること
工作物 （太陽光 及び 風力発電 設備）	・天然記念物、寺社仏閣等の良好な景観に影響を与える位置の設置は避ける ・眺望への影響を極力回避する ・山腹などの傾斜地への設置は極力避ける ・敷地境界から距離を取り、周辺景観に調和する高さとする ・低反射で模様が目立たないものを使用する（建物に設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さ等とする） ・施設周辺にはフェンスまたは植栽等により修景を施す ・樹木の伐採等は最小限にする	※みやぎの明治村ゾーン ・原則設置しない ※歴史的景観調和ゾーン および眺望景観保全ゾーン ・重要景観計画区域以外と同じ	・水辺や優良農地など、良好な景観に影響を与える位置の設置は避ける ・水辺等の眺望への影響を極力回避する ・敷地境界から距離を取り、周辺景観に調和する高さとする ・低反射で模様が目立たないものを使用する（建物に設置する場合は、建築物と一体的な形状・高さ等とする） ・施設周辺にはフェンスまたは植栽等により修景を施す ・樹木の伐採等は最小限にする
土地の 区画形質 の変更	・原地形の大幅な改変を避け、周辺の景観に大きな影響を及ぼす法面や擁壁を造らない ・法面や擁壁はできるだけ規模を小さくし、緑化を施す		
木竹の 伐採	・むやみな森林の伐採は、原則的に避ける ・いぐねは、できるだけ伐採しない		
屋外に おける 物の堆積	・露出した物の堆積は避ける ・長期間にわたる堆積は行わない ・遮蔽などにより目立たせず、やむを得ない場合は高さや面積を小さくして整然と整理整頓する		・露出した物の堆積は避ける ・遮蔽などにより目立たせない

別掲：色彩基準について

「登米市景観計画」では、色彩基準を「マンセル表示系」で示しています。
マンセル表示系とは、色を①色相（色あい）、②明度（明るさ）、③彩度（鮮やかさ）の組合せで示したものです。

例えば郵便ポストの赤色  は「7.5 R 4.5/14
色相 明度 彩度
(ななてんごアール よんてんご の じゅうよん)」と表現されます。
マンセル値は製品に記載されていることが多いですが、ご不明な場合は
メーカーなどにお問合せください。

届出対象行為に採用できる色彩基準は以下のとおりで、登米^{とよま} 周辺重要景観計画区域の「みやぎの明治村ゾーン」（色彩基準2に該当）と、それ以外の区域（色彩基準1に該当）に分けて設定しています。

※詳しくは、「登米市景観計画」P70～P74 をご確認ください。登米市住宅都市整備課にお問合せください。

色彩基準1

- ・景観計画区域（一般の区域）
- ・登米^{とよま} 周辺重要景観計画区域（歴史的景観調和ゾーン、眺望景観保全ゾーン）
- ・伊豆沼・内沼、長沼及び蕪栗沼周辺重要景観計画区域
- ・北上川・旧北上川周辺重要景観計画区域

	色相	明度	彩度
外壁等	R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	—	6 以下
	GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	—	4 以下
	無彩色	2 以上 8 以下	—

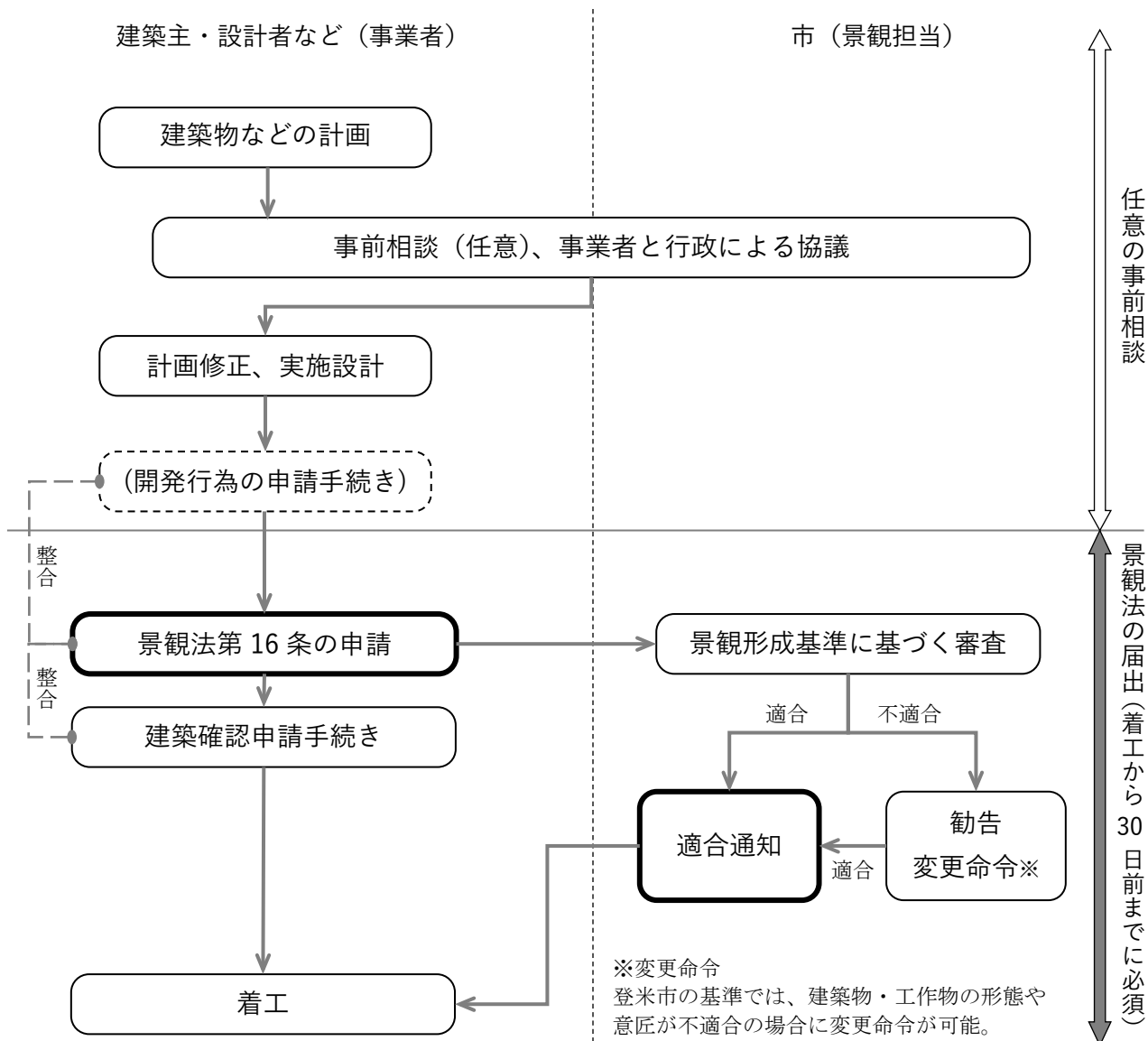
色彩基準2

- ・登米^{とよま} 周辺重要景観計画区域（みやぎの明治村ゾーン）

	色相	明度	彩度
外壁等	Y(黄)、YR(黄赤)	—	4 以下
	R(赤)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	—	2 以下
	無彩色	2 以上 8 以下	—
屋根	R(赤)、YR(黄赤)	6 以下	2 以下
	Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	6 以下	1 以下
	無彩色	2 以上 8 以下	—

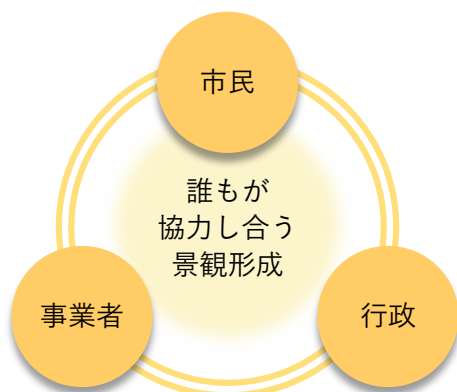
※アクセントとして使用する場合や、自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

手続きの流れ

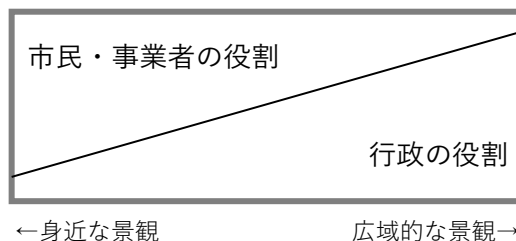


景観形成に向けた役割分担と連携の基本的な考え方

「身近な景観は市民・事業者が主体に」「市全体の景観形成や地域間の調整は市が主体に」といった、市民・事業者と行政それぞれの役割分担を明確にした「誰もが協力し合う景観形成」を基本とします。



役割分担の比重





写真出典

- ・みやぎデジタルフォトライブラリー：<https://digi-photo.pref.miyagi.jp/>
- ・登米市ホームページ



登米市景観計画(案) 概要版

編集：登米市住宅都市整備課

〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場 18 番地
 TEL:0220-34-2316 FAX:0220-34-3448
 E-mail:jyutakutoshi@city.tome.miyagi.jp